

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

● 岸田内閣支持率 16% 不支持率 79%、過去最高 毎日新聞

世論調査・毎日新聞は16、17の両日、全国世論調査を実施した。岸田内閣の支持率は…毎日新聞 12月17日

<https://mainichi.jp/articles/20231217/k00/00m/...>ウェブ ● 5派閥パー券収入

不記載に捜査の手/自民「戦々恐々」/「赤旗」日曜版報道が発端  しんぶん赤旗 11月22日

● 国民春闘共闘 2024 年度年次総会を開催 春闘共闘ニュース<3つの重点

行動> 1.最低賃金全国一律への法改正とジェンダー平等推進を図る2つのキャンペーンと「非正規春闘」を位置付けてたため 2.「職場活動・職場闘争の強化を…ウェブ

http://zenroren.gr.jp/jp/syuntou/2024/data/2024_01.pdf

● 総選挙へ野党共通政策/市民連合と5党派会合/共闘再構

築 大きなステップ しんぶん赤旗 12月8日

● 週10時間労働で雇用保険に要件緩和、500万人加入：…

・週10時間労働で雇用保険に要件緩和、500万人加入 (共同通信) 厚生労働省 政府が雇用保険の加入要件である週の労働時間を現行の… 11月22日 [東京新聞 TOKYO Web](https://www.tokyo-np.co.jp/article/291467)
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/291467>

● ● フリーランスの労災保険特別加入、全業種への拡大を提案/厚労省部会

厚生労働省は11月20日、労働政策審議会労災保険部会を開催し、特別加入の対象範囲について議論した。対象業務に「フリーランス法に規定する特定受託事業者が業務委託を受けて行う業務」を追加し、フリーランスの全業種に対象を拡大する案を提示(ITフリーランス等の既存加入の業務は含まない)。労災保険料は一律0.3%。特別加入団体の要件は、全国単位に事業を実施し、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けることなど4点が挙げられた。また、加入者の災害防止措置として、メンタルヘルス、交通・転倒災害など…。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36470.html

▽資料2-2(対応案) <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001168990.pdf>

メールマガジン労働情報/第1918号 11月22日

●東京新聞 TOKYO Web - アプリに「働かされる」12時 ... 残業代

なし 休めば収入途絶 フリーランスー アマゾンの荷物の配達員

コロナ禍を経た通販の拡大により、フリーランスの配達員が急増している。自由な働き方がもてはやされる一方で、法的な保護が弱く、労働条件を改善する交渉もままならない。残業規制に伴って深刻な人手不足が懸念される「2024年問題」では、規制の枠外にいる彼らへの ...

(上)11月22日 ※ 中は23日、下は、24日) TOKYO Web <https://www.tokyo-np.co.jp/article/291459>

● 連続エッセイ第80回 「韓国で大きく進むプラットフォーム労働者の権利実現(中)配達

員の団結活動」をアップしました。【民主法律協会メールマガジン【minpo-all 06338】より】

現在、日本のフードデリバリー市場で最大手となっているウーバーイーツは、2019年に韓国市場から、わずか2年で撤退することになりました。何故、韓国から撤退せざるを得なかったのかという疑問を解くことが、今回のエッセイの出発点です。

現在の結論は、多国籍プラットフォーム企業に粘り強く対抗する労働組合の活発な取り

組みが、韓国からウーバーを撤退させた一つの要因となった、ということです。前回(第79回)「韓国で大きく進むプラットフォーム労働者の権利実現(上)PF 労働希望探し」

<https://hatarakikata.net/18102/> に続くものです。次回は、韓国独自の「社会協約」と、初めて締結された配達プラットフォーム企業との「労働協約」。11月23日脇田滋@元龍谷大学

● 【立ち読み知識 ③⑤】 ● 労組の機関紙に、再雇用者の扱いと契約社員の賃上げのことで、「あっせん」「調停」「仲裁」などの言葉が載っているけれど、違いは？

(回答) 労使交渉の過程で、争議を含む事態に対して、第三者機関に申請し、関与をしてもらい、解決を図ることがあります。根拠は労働関係調整法です。申請先は、争議がひとつの都道府県区域内の場合は、その区域の労働委員会。複数の区域にまたがる場合は中央労働委員会です。あっせんと調停、仲裁は、労働協約の定めか、労使の一方からも双方からも申請できます。あっせんは、あっせん員が、調停は公益労使の三者構成の調整委員会が解決案を提示することもあります。受けるかどうかは任意。仲裁は公益委員で構成される仲裁委員会が、原則提示をします。なお、仲裁案は、労働協約並みに労使を拘束します。ストを含む交渉が、基本かな！

CU(コミュニティユニオン)東京 (東京地評) 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館 1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

組合費 月 2000円、内1000円は 労働共済費。協力組合員は 1000円。

駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と 保存資料閲覧は CU東京 HPへ。

情報、連携先紹介は [発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp](mailto:m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp) 前澤檀まで。